

## 新 JIS 認証の現状と予約制度について

財団法人 日本塗料検査協会  
管 理 部

平成 17 年 10 月に新 JIS マーク表示制度が施工され、9 ヶ月が過ぎました。新制度ということもあり、事業者の皆様方におかれましては、慎重にご準備されていることと思いますが、旧 JIS マーク表示の猶予期限が 2 年余りとなり、現状の認証受付状況から以下のような事柄について危惧しております。

旧 JIS マークから新 JIS マークへ継続して表示移行を計画されている事業者の方は、上記期限内に新 JIS 認証を取得することが必要となりますが、JIS 製品規格（さび止め塗料・上塗り塗料）の統廃合が進められていることも有り、様子見から申請時期を平成 19 年度に計画されている方が大多数かと思われます。

なお、新制度では JIS Q 17025 相当の試験機関による JIS 製品規格で規定された全項目の試験実施が要求されているため、従来の認定に比べても認証の審査期間が長くなります。

また、当協会の認証審査処理能力（審査員数から）は、最大 60 工場／半期（東西支部併せて）程度と考えられることから、旧 JIS マーク表示猶予期間ぎりぎりとなる平成 19 年度後半以降に申請が集中すると、猶予期間内に審査が終了せず、JIS マーク表示の空白期間が生じることも考えられます。（新 JIS 移行可能性の工場数：約 280 工場）

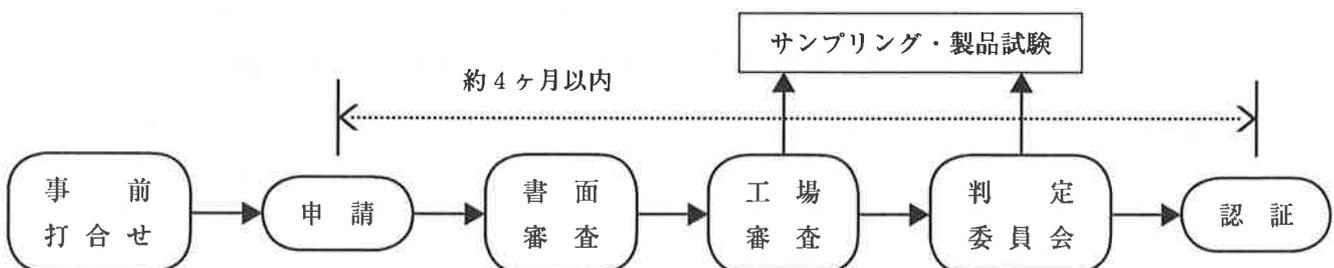
このような事態を避けるため、この度新たに「JIS 認証予約制度」を設け、日程調整をさせて頂くこととし平成 18 年 7 月～平成 18 年 10 月で申し込み受付を開始します。

申し込み等についての詳細は、当協会ホームページ（[www007.upp.so-net.ne.jp/jpia/](http://www007.upp.so-net.ne.jp/jpia/)）でご案内させていただきますのでご確認をお願い致します。

なお、下記フロー図に示す「事前打合わせ」では、申請者からの要望及び認証実施の要件等について双方で十分協議し、認証審査全体について合意した上で、以後の審査を進めることとなりますので、円滑な審査を行うための重要な工程です。また、「事前打合わせ」自体は、費用が発生しませんので、認証取得を計画されている事業者の方は、申請準備が全て整ってからでは無く、準備を始める前の早い段階でお問い合わせ頂けるようお願い致します。

現在のところ「事前打合わせ」等でお問い合わせ頂いている件数は、以下のとおりです。

平成 18 年度：27 件、平成 19 年度：36 件、  
平成 20 年度：10 件



認証審査工程の概略フロー図